

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う社会教育施設の臨時休館対応の経過について

- ◆ 令和2年2月19日（水）
【公民館】公民館まつりの全地区中止を決定。
(2/22・23 町民センター、2/29・3/1 北部文化福祉会館、3/7・8 南部文化福祉会館)

令和2年2月27日（木） 政府による学校の臨時休校要請

- ◆ 令和2年3月2日（月）
【公民館】指定管理者と協議し、臨時休館決定。全公民館を3月3日（火）から3月15日（日）まで臨時休館。窓口・電話受付は対応。

【図書館】指定管理者と協議し、臨時休館決定。総合図書館は3月5日（木）から3月15日（日）まで臨時休館。利用できるサービスをインターネット予約による資料の受け渡し、資料の返却に限定し、1階カウンターで対応。（対応時間は午前9時から午後5時まで）図書館北部・南部分室は公民館の臨時休館期間と合わせて3月3日から休館。すべてのサービスを休止。

【文化財学習センター】3月3日（火）から3月15日（日）まで臨時休館。

※臨時休館中はすべての施設で講座・イベントを中止。

- ◆ 令和2年3月12日（木）
【公民館・図書館】各施設の臨時休館を3月31日（火）まで延長することを決定。インターネットによる周知だけでは認知されていないとの町民からの意見もあり、町掲示板30か所に臨時休館周知ポスター掲示。各施設の臨時休館中は講座・イベントをすべて中止。
- ◆ 令和2年3月27日（金）
【公民館・図書館】各施設の臨時休館を4月30日（木）まで再延長することを決定。HP更新、町掲示板へポスター掲示（2回目）。各施設の臨時休館中は講座・イベントをすべて中止。

令和2年4月7日（火） 政府による緊急事態宣言発令

- ◆ 令和2年4月9日（木）
【公民館・図書館】各施設の臨時休館を5月6日（水）まで再々延長することを決定。HP更新、町掲示板へポスター掲示（3回目）。町主催の講座等は5月31日まで中止、イベントは8月31日まで中止を決定。

令和2年4月10日（金） 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針（発表）

措置期間：4月7日（火）から5月6日（水）まで

■ 県民の外出の自粛の協力要請

■ 神奈川県方針に施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）

基本的に休止を要請する施設

- ・ 集会・展示施設…集会場、公会堂、展示場
- ・ 床面積1000㎡以上の美術館、博物館、図書館

- ◆ 令和2年4月13日（月）
【図書館】神奈川県方針の図書館の休業要請により、総合図書館の臨時休館中の対応を4月18日（土）以降は予約資料の受け渡し、返却を含む来館につながる利用者サービスを全て休止。電話の問い合わせのみ対応へ変更。

- ◆ 令和2年4月28日（火）
【公民館】臨時休館を5月31日（日）まで再々延長することを決定。
町民センターはホールのみは8月31日（月）まで貸出中止。

【図書館】5月31日（日）まで完全休館対応を延長。（電話の問い合わせは対応）

※各施設の再々延長についてHP更新、町掲示板へポスター掲示（4回目）

※各施設主催のイベント・講座等は8月31日まで中止を決定。

令和2年5月5日（火） 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針（発表）

措置期間：4月7日から5月31日まで延長

■県民の外出の自粛の協力要請

■神奈川県方針に施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）

基本的に休止を要請する施設

・集会・展示施設…集会場、公会堂、展示場

・床面積1000㎡以上の美術館、博物館、図書館

令和2年5月14日（木） 社会教育施設のガイドライン公表

■公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（公益社団法人全国公民館連合会）

■図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（公益社団法人日本図書館協会）

令和2年5月25日（月） 政府による緊急事態宣言解除

- ◆ 5月29日（金）緊急事態宣言解除に伴う寒川町内各施設の休止・再開等の対応について、概ねの公共施設を6月16日から再開することを発表。

【図書館】◆6月2日（月）から総合図書館窓口で予約資料の受け渡し、資料の返却を再開。

5月末までの臨時休館中は資料の予約はホームページ受付のみであったため、申込用紙による予約受付を再開。分室は公民館対応とあわせて6月16日まで休館延長。

◆6月16日（火）から総合図書館で利用者の書架への立ち入りを再開。分室の利用再開。

◆7月1日（水）から閲覧席、インターネットコーナー、学習室の利用を再開。ただし、感染防止対策として、椅子席の減数、インターネットの閲覧時間、学習室の時間制限。

◆おはなし会、講座等事業は8月末まで中止。9月再開予定。

【公民館】◆6月16日（火）から各公民館の貸室再開。感染拡大対策として、①使用時間は午後4時まで、②部屋の定員は1/2、多人数の利用を回避するため、利用上限30人、③飛沫や接触感染リスクを伴う活動内容、道具類を共有する内容、3密回避の徹底が難しい団体の使用制限（例：合唱・カラオケ・呼気が激しくなる運動・囲碁・将棋・麻雀・乳幼児の親子活動等）の条件付き。利用者は「新しい生活様式」の実践（マスク着用、手指消毒、健康チェック、身体的距離）、飲食禁止、利用者氏名と連絡先の把握、部屋の消毒作業を行う。

◆7月1日（水）から段階的な制限解除として、①夜間利用の再開、②利用者で感染防止対策をすることを前提として利用内容の制限解除、③利用上限30人を解除とする。ただし、新しい生活様式の実践、氏名連絡先把握、部屋の消毒作業、部屋の定員1/2、飲食禁止は継続。

- ◆講座は7月末まで中止。8月から少人数の講座を一部再開。
- ◆町民センターホールについては9月1日（火）から再開予定。国、県が示す基本的対処方針を踏まえ、イベント自粛の段階的な解除について、8月1日以降の屋内イベントの収容率は50%以内となっていることから、当面の間、ホール座席の定員を1/2とする予定。

【文化財学習センター】事前予約による見学希望者の対応は受付再開。

- ◆ 6月26日（金）「寒川町新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた町政運営の基本方針について」
通達。不特定多数が集まるイベントについては、当分の間休止。